

働き方改革に取り組む事業者の皆様を 応援します！

静岡県働き方改革推進支援センターで働き方改革に取り組む事業者の皆様を支援します！



こんな疑問やお悩みをお持ちの事業者の皆様

- 人手不足解消のための方策は？
- 働き方改革の取組を始めたい
- 利用できる助成金がわからない？
- 契約社員の待遇を見直したい

静岡県働き方改革推進支援センターに御相談ください

開所時間：9時～18時 ※月曜日は9時～17時
(土日祝・年末年始を除く)

〒420-0853

静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5F

[委託・運営 静岡県中小企業団体中央会]

電話 0800-2005451 (フリーアクセス通話)

メールアドレス：work@siz-sba.or.jp

ホームページ：<http://work.siz-sba.or.jp>



STEP1

まずは電話・メール、来所でお気軽にご相談
社会保険労務士や経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします **(無料)**

STEP2

賃金制度等の見直しをお手伝い(希望制)
希望されれば直接企業に訪問して、賃金制
度の見直しや助成金について相談・助言を
行います **(無料)**

※国の委託事業ですので**秘密は厳守**いたします。

中小企業・小規模事業者の皆様のご質問にお答えします！

こんな疑問やお悩みをお持ちの事業者の皆様

- 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 長時間労働の削減に向けた取組み



個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

受付時間：8時30分～17時15分
(土・日・祝祭日を除く)



(画像の一部を修正しています)

- ◆「労働時間相談・支援コーナー」は、県内の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、静岡労働局HPに掲載しています。

労働基準監督署 一覧

検索

人手不足でお悩みの中企業・小規模事業者の皆様の人材確保をお手伝いします！

人材確保対策・支援コーナー

県内全てのハローワークに設置された「人材確保対策コーナー（ハローワーク静岡、浜松、沼津）」及び「人材確保支援コーナー（その他のハローワーク14か所）」では、福祉、建設、警備、運輸の雇用吸収力が高い分野を中心に、事業所に対する求人充足に向けた求人条件等の助言と、求職者に対するきめ細やかな職業相談を通じた職業紹介、また事業所見学会や就職面接会・セミナー等を開催し、マッチング支援に積極的に取り組んでいます。

さらに、すべてのコーナーに配置されている人材確保コンシェルジュが事業所を個別訪問し、相談支援を実施します。



県内すべての労働基準監督署とハローワークが合同で働き方改革セミナーを実施しています

中小企業・小規模事業者の皆様が1社でも多く働き方改革の趣旨、必要性及び支援策についてご理解が進むよう労働基準監督署及びハローワークが連携し、きめ細やかな説明会を実施していますのでご参加ください。



(URL) https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/2017topics/_120574.html

「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金をご活用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

【新設】人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援するために平成30年4月から新設されました。

お問い合わせは静岡労働局、ハローワークまで

時間外労働等改善助成金のご案内

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることが支援されます。

お問い合わせは静岡労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組を支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

お問い合わせは静岡労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組を支援します。

お問い合わせは静岡労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組を支援します。

お問い合わせはテレワーク相談センターまで
0120-91-6479

問い合わせ先：静岡労働局雇用環境・均等室（054-252-5310）

静岡労働局HP「働き方改革」 https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/_120559.html